

～第三期帯広市地域福祉計画の概要～

1 帯広市地域福祉計画の目的及び法的根拠

この計画は、社会福祉法の第4条及び第107条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、「第七期帯広市総合計画」の分野計画として、保健・医療・福祉の理念や施策の方向などを示す計画です。また、地域住民や事業者、社会福祉の関係者などの連携による地域の支え合いによって、市民が地域の中で、自立した生活を送ることができる社会の構築を目的として策定しています。

社会福祉法 一部抜粋

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるうえでの各般の課題を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

2 地域福祉計画策定の範囲

この計画は、すべての世代を対象とし、高齢者福祉、障害者福祉、子育て支援、健康づくりなどの各分野を範囲とします。

3 計画の期間

計画期間は令和2年度から令和6年度までの5年間とし、令和7年度から新たな計画を策定します。

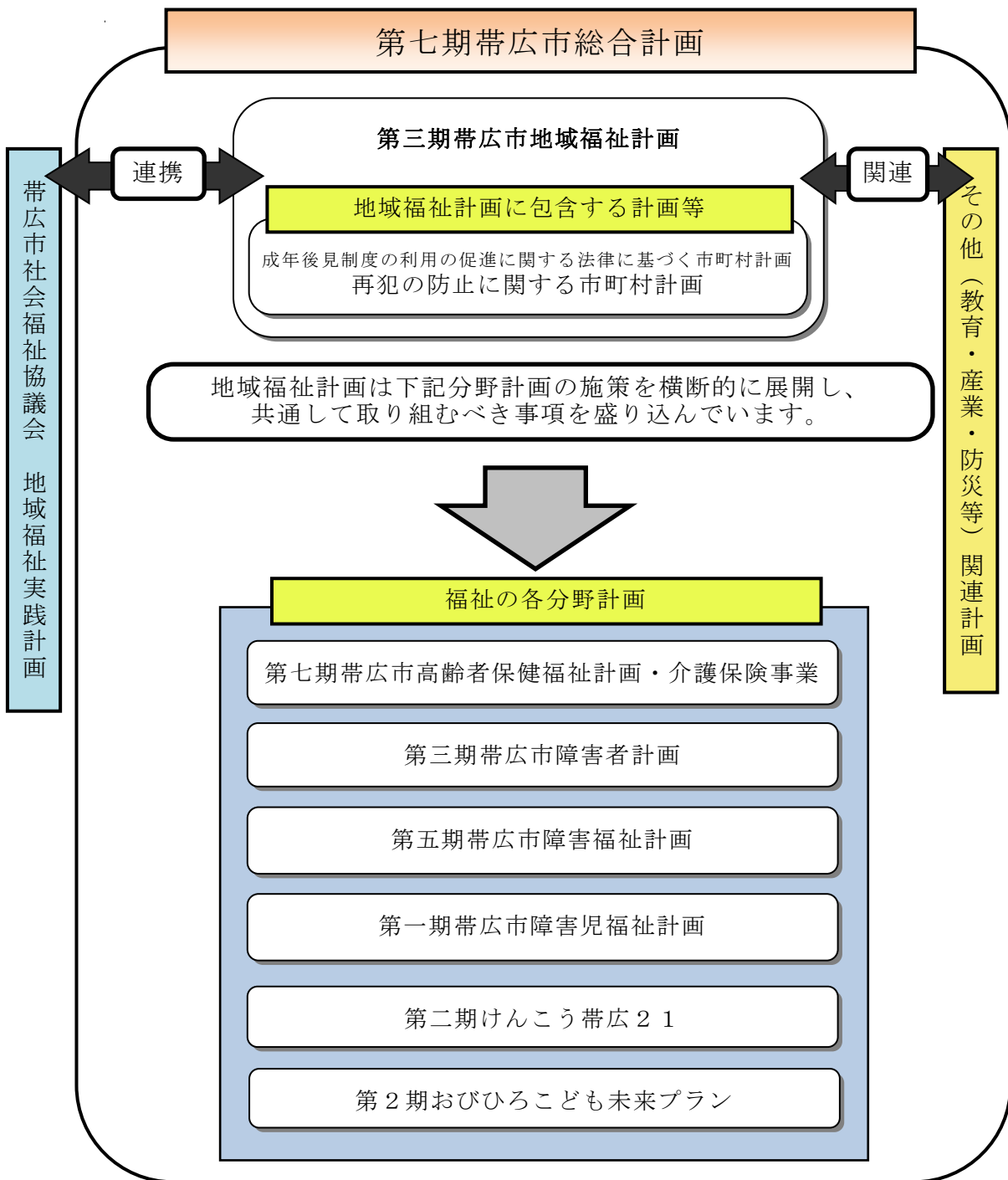
国及び北海道の関連する他の計画と整合をはかるために、必要な見直しを行います。

4 計画の進捗管理

この計画の進捗状況の点検及び見直しについては、帯広市健康生活支援審議会が毎年度、帯広市から点検結果の報告を受け、市長に対して意見を述べるすることができます。

審議会の意見は、計画の見直しや関連する施策の実施に反映され、点検及び見直し内容は、市民に公表します。

5 地域福祉計画の位置付け及び相関図



6 施策の体系

